

## 派遣元事業主又は派遣先が法律違反を行った場合

### 1 派遣元事業主が法律違反を行った場合

- (1) 次の場合、許可の取消又は事業停止命令といった行政処分を受けることがあります。
  - a 欠格事由に該当するとき
  - b 労働者派遣法又は職業安定法に違反したとき
  - c 許可条件に違反したとき
  - d 関係派遣先への派遣割合が 100 分の 80 以下ではない場合、関係派遣先派遣割合報告書の提出をしない場合又は法第 30 条第 2 項に規定する雇用安定措置を講じなかった場合で、指導又は助言を受け、さらに必要な措置をとるべきことの指示を受けたにもかかわらず、なお違反したとき
- (2) 労働者派遣法その他の労働関係法令に違反した場合には、改善命令を受ける場合があります。
- (3) 専ら特定の者に役務の提供を行うことを目的として労働者派遣事業を行うときには、目的又は内容の変更について勧告を受けることがあります（派遣労働者に占める 60 歳以上の定年退職者が、3 割以上である場合には勧告の対象とはなりません。）。
- (4) その他派遣労働者の適正な就業を確保するために、必要に応じ指導、助言を受けることがあります。
- (5) 派遣可能期間の制限を超えて労働者派遣を行った場合等には罰則の対象となります。
- (6) 許可を受けずに労働者派遣を行った場合には、罰則の対象となるほか、派遣労働者になろうとする国民一般や派遣労働者の受入を予定している派遣先事業主に対する情報提供を目的として、厚生労働省及び管轄する都道府県労働局のホームページ等において事業主名等が公表されます。

### 2 派遣先が法律違反を行った場合

- (1) 派遣先が派遣労働者を建設業務等の適用除外業務に従事させている場合で、その派遣就業を継続させることが著しく不相当であると認められる場合には、当該派遣先に労働者派遣をする派遣元事業主は、当該労働者派遣の停止命令を受ける場合があります。
- (2) 派遣労働者を適用除外業務に従事させている又は許可・届出事業主以外の者から労働者派遣の役務の提供を受けている者は、これらの違法行為を是正するよう勧告され、この勧告に従わないときには、企業名等が公表されることがあります。
- (3) 派遣元事業主に対して、比較対象労働者の待遇等に関する情報提供を行っていない場合は、その違反を是正するよう勧告され、この勧告に従わないときは、企業名等が公表されることがあります。
- (4) 派遣先が派遣労働者に対する教育訓練や福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）に関する規定に違反し、その違反を是正するよう勧告されこの勧告に従わないときは、企業名等が公表されることがあります。
- (5) 派遣先が派遣受入期間の制限に違反して、派遣労働者を受け入れている場合は、その違反を是正するよう勧告され、この勧告に従わないときは、企業名等が公表されることがあります。また、労働契約申込みみなし制度の適用を受ける場合があります。（労働契約申込みみなし制度については 68 ページ参照）
- (6) 派遣先を離職して 1 年以内の者（60 歳以上の定年退職者を除く。）を派遣労働者として受け入れ、労働者派遣の役務の提供を受けている場合は、その違反を是正するよう勧告され、この勧告に従わないときは、企業名が公表されることがあります。
- (7) 派遣先管理台帳の整備、派遣先責任者の選任が適切に行われていない場合は、罰則の対象となります。